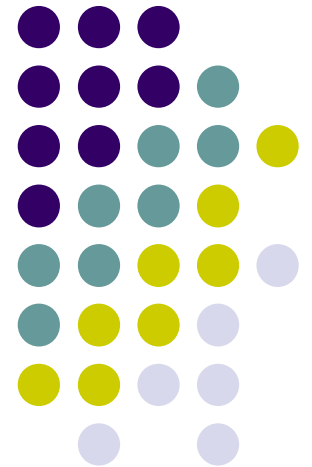
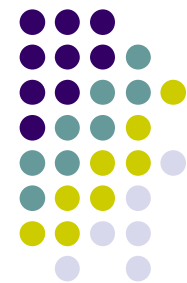


行動障碍の軽減と 地域生活への支援

～これまでの取り組みと今後の課題～



希望が丘 しらさぎ寮 強度行動障碍特別支援事業
支援スタッフ 大山 敦子



I はじめに

(1) 事業受託までの経緯

- ・ 平成 2年 自閉症支援に対する取り組みを開始
- ・ 平成 3年 今で言う「強度行動障害」を持つ方が入所
- ・ 平成 6年 「強度行動障害」について研究を始め、行動障害や集団適応困難の方への支援について検討
- ・ 平成 7年 「特別支援クラス」の設置と活動開始
個別支援棟「ステップハウス」完成
- ・ 平成 9年 「強度行動障害特別支援事業」受託に向け検討開始
- ・ 平成11年 支援棟「すずらんハウス」完成
- ・ 平成12年 1月1日事業認可



(2) 事業の概要

1 強度行動障害

定義： ・ 行動面から定義され、行政から提唱された概念
・ 発達障害児者の著しい環境不適合であり、日常生活での行動異常が、高頻度と強度の形で出現し、養育上著しく処遇困難

成因と背景： ・ 生育環境と障害に起因する素因との相互作用
・ 障害特性による特異な行動と、その行動が持つ意味への理解不足 → 行動に対する制止や拒否 → ストレスを増大～行動異常 → 行動へのマイナス的評価・・・悪循環

特徴： ・ 複数の要因が複雑に絡み合っている。
・ 通常では理解できないようなきっかけで起こる。

障害特性を理解した養育と早期対応が改善を促進する



(2) 事業の概要

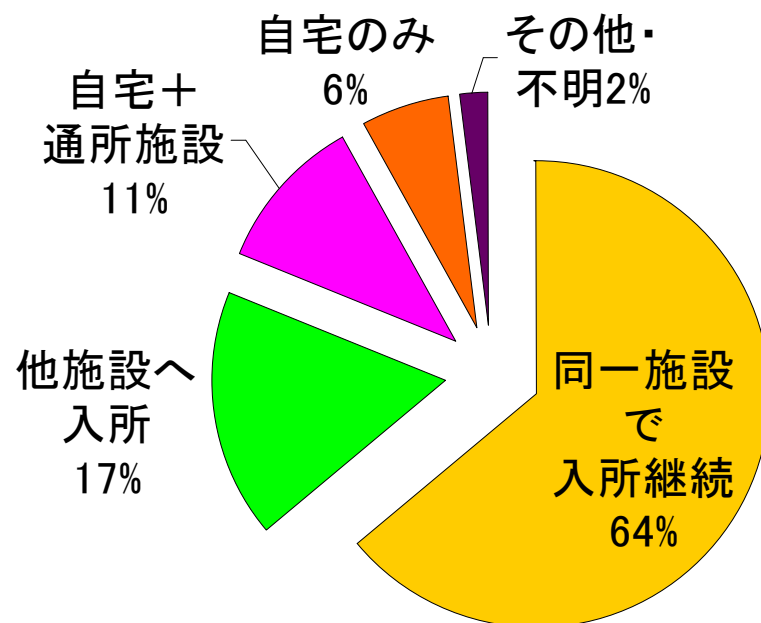
2 強度行動障害特別支援事業

- 目的 : 著しい不適応行動を示すため、日常生活を送ることが非常に困難な者に特別な支援を行い、行動障害の軽減を図る。
- 対象者 : 定員は4名を標準とする
- 期間 : 3年を限度
- 判定基準 : 「強度行動障害基準表」(厚生労働省)
各項目の頻度により、点数化し、10点以上を「強度行動障害」とみなす。(事業対象は20点以上)
医学的、心理的、社会的及び教育的見地から検討を加える。
その際、障害の態様や限度によって医療処遇が適当な者は対象から除く。



(3) 事業終了後の支援(移行先)

① 全国的な動向



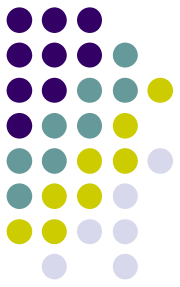
移行先を決めた理由・・・ **他に選択肢が無い！**



(3) 事業終了後の支援(移行先)

②しらさぎ寮の場合

| | 事業前所属 | 判定基準点推移 | 終了後 |
|---|----------|---------|-------------------|
| 1 | 成人施設(入所) | 30→未判定 | 在宅 |
| 2 | 成人施設(入所) | 24→15 | 成人施設(入所):同一法人 |
| 3 | 成人施設(入所) | 22→11 | 成人施設(入所):同一法人 |
| 4 | 児童施設(入所) | 28→22 | 支援継続(H17.10~事業対象) |
| 5 | 児童施設(入所) | 32→15 | 成人施設(入所):他法人 |
| 6 | 児童施設(入所) | 25→4 | 成人施設(入所):他法人 |



Ⅱ 取り組みの実際

(1) 対象

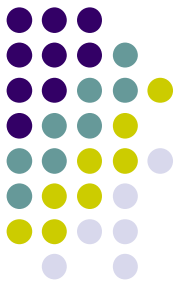
第二期支援対象者

支援期間：平成15年1月16日～17年12月31日

主訴：養護学校を卒業後、作業所を利用しながら、在宅生活を送っていたが、双方共に適応できなかった。また、家庭生活においても日常的にパニックがあり、穏やかな生活を送るためにパニックを軽減したい。

3年後の事業支援終了後は、家庭に帰り、地域での生活を希望。

入所前判定：32点



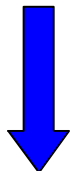
(2) 行動改善に向けたアプローチ

① 成因と特性の把握・理解

行動の意味を考える。

なぜ、その不適応行動と呼ばれる行動をとらなければならないのか。

その行動をとらざるを得なかったのか。



※ 気持ちは受容するが、行動は受容しない ※
(社会的に認められない行動は認めない)

推測・・・ アセスメント(事前調査、行動観察etc・・・)

スタッフは、常に知識と能力を高めること・自己研鑽が必要。
知識は、『知っている』ではなく『理解している』ことが必要。



(2) 行動改善に向けたアプローチ

② 支援するその方への理解

特別な手法やプログラムが先にあるのではなく、「支援を必要とする人」が先にある。

③ 理解者・通訳者としての支援者

レポートの形成

④ 環境調整

生活リズムの確立。
基本となる活動と日課。



ストレスの軽減
多少崩れても元に戻ることができる



(2) 行動改善に向けたアプローチ

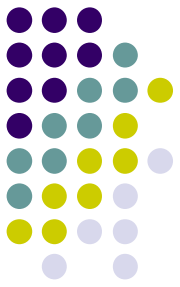
⑤ 不適応行動を適応行動へ

不適応行動を減らすだけでは、別の不適応行動が表出する恐れがある。
適応行動を伝えなくては、不適応行動は減らない。

適応行動ができた時・しようとした時、それをしっかり認め、誉める。
一度、表出した行動は、表出しやすくなる。

⑥ 経験と学習

本来持っている能力を引き出す。
新しい学習を通し、活動の幅を広げる。



対象者の場合…

- ① 言語と触覚による理解
- ② 快・不快刺激の調査と要求行動の把握
- ③ ルーティン化された日常活動
- ④ 社会資源の活用
- ⑤ 統一した声かけ
- ⑥ ご本人の行動及び心理的な成長に合わせた支援の方向性・方法の修正



事業終結判定 : 2点(自傷1点、多動1点)



(3) 家庭生活に向けた支援

イ) 再アセスメント

日中活動の場を利用し、家族と共に暮らしたい。

生まれ育った地域で、地域の人達や家族の手助けを得てグループホームで生活をさせたい。

できるだけ身近な場所にサービス拠点が欲しい。

諸手続きが簡単で、緊急時に、すぐに使えるサービスが欲しい。

家族で外食ができるようになりたい。

自分の子どもを受けれてくれる事業所はあるのか。

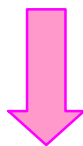
自分の子どもに合う環境、サービスを提供してもらえるのか。



(3) 家庭生活に向けた支援

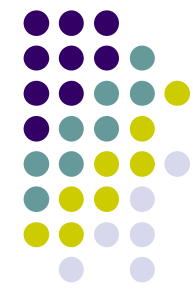
ロ) 現 状

デイサービス、ショートステイ～いずれも希望を満たす利用は困難。
NPO法人のサービス～支援費対象外サービスで常態的利用は経済的に限界あり。



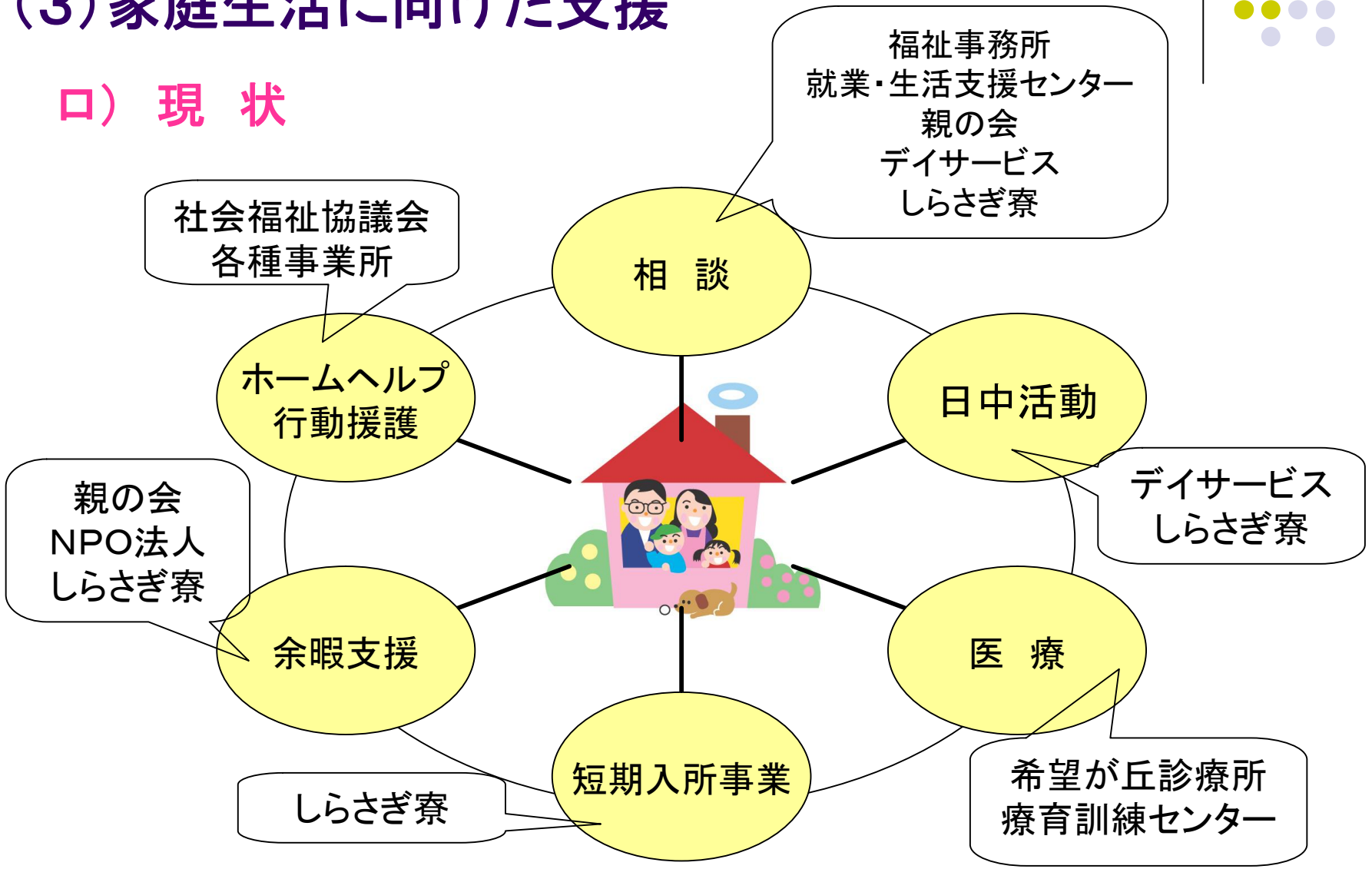
平成18年1月より、しらさぎ寮一般入所に切り替え、地域生活に備える。(3月中旬移行予定)

※「地域移行の期限を定めて支援した方が良い」とアドバイスを
いただく(ケア会議時、就業・生活支援センター鈴木主査より)



(3) 家庭生活に向けた支援

ロ) 現状





(3) 家庭生活に向けた支援

ハ) 課題

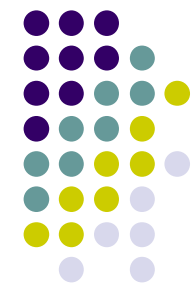
ご家族への負担が増さない支援

① 環境の整備

- ・ 居住地内にサービス事業所が無い。
- ・ 理解し、支えてくれる人材。

② ご本人

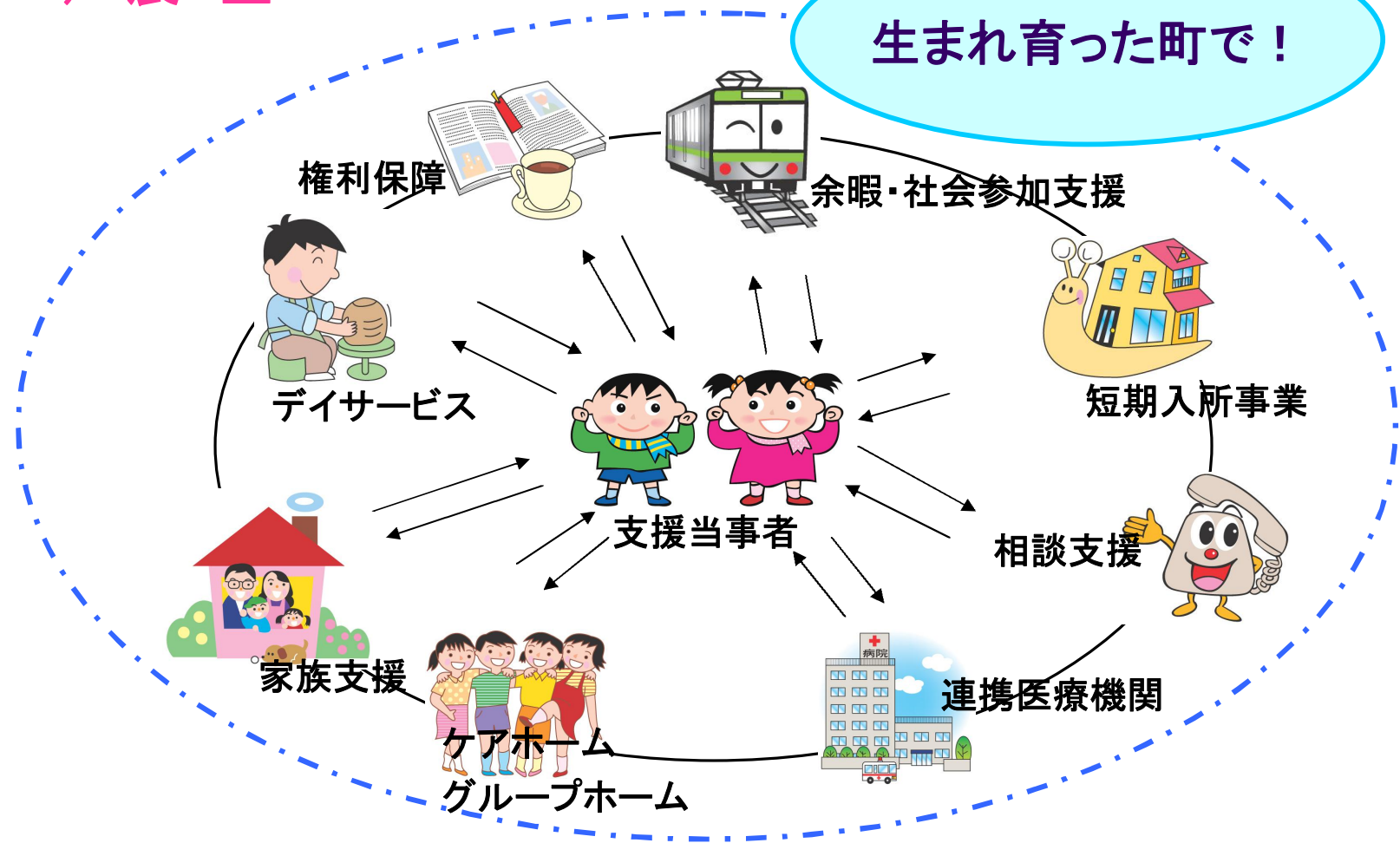
- ・ 自発的な選択。

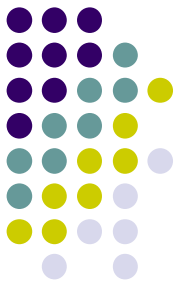


(3) 家庭生活に向けた支援

二) 展望

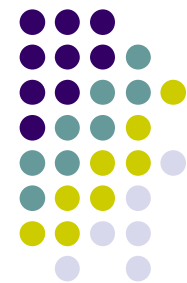
生まれ育った町で！





Ⅲ 考察

- ① 行動障害は、生まれながらの持っているのではなく、二次的障害である。
- ② 支援は、本人のみならず、ご家族にも及ぶ。
- ③ 共同療育者としてのご家族。
- ④ 支援は、事業対象の3年のみならず、その後も継続する。
- ⑤ 支援は、単一の資源や個人で成り立つものではない。そのためにも連携が重要である。



IV まとめ

- 支援に「これで良い」、「これで終わり」は存在しない。
- 必要な支援を、必要な方へ
- 場所のみならず、人も含めた地域資源の整備と充実が急務である。